

## 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」等の公布について

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

### 内容

- ▶ 12月19日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」及び「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」※1が公布されました。
- ▶ 企業型DCのマッチング拠出について、「加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができない」とする規定の廃止施行日が2026年4月1日と明示されました。
- ▶ 上記見直しに合わせて、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外についての政令改正が行われ、意見募集結果についても同日付で公示されました※2。

#### <改正概要>

- ・加入者掛金は、拠出単位期間において1回に限り変更可能であり、これまで、例外規定として、事業主掛金が引き下げられた際に、加入者掛金が事業主掛金を超えないように変更する場合等は変更回数にカウントしないとされていました。
- ・今般、企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする規定の廃止に伴い、本事例は1回としてカウントするよう変更されました。

※1 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」

※2 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について」

### 施行日

- ▶ 施行日 : 2026年4月1日

## 改正内容

項目	改正前	改正後
加入者掛金の 変更回数 (DC法施行令 第6条第4号 ハ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者掛金の額は企業型 DC の 拠出単位期間において、1回に限り 変更することができる(加入者掛 金の変更回数の制限規定)</li> <li>一方、加入者掛金の変更回数の 制限規定の例外にあたる場合とし て、以下の2つの場合を規定 ①事業主掛金の額が引き下げら れることにより、事業主掛金の額 が加入者掛金の額を下回る場合 において、当該企業型年金加入 者掛金の額が当該事業主掛金の 額を超えないように変更する場合 ②その他厚生労働省令で定める 場合</li> </ul>	<p>&lt;前提&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型DCのマッチング拠出に関して、 加入者掛金が事業主掛金を超えられ ないとする規定(DC法第4条第1項第 3号の2)が2026年4月1日廃止</li> </ul> <p>&lt;今回の改正内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正前の①に記載されていた内容は <b>削除</b></li> <li>一方、次の内容を規定 ①‘事業主掛金額が引き上げられるこ とにより、<b>事業主掛金と加入者掛金の 合計額が拠出限度額を超える場合 において、当該合計額が拠出限度額 を超えないように変更する場合</b> ②は変更なし</li> </ul> <p>&lt;補足説明&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①‘については、従前よりDC施行規則 (第4条の2)に規定されていた内容が、 今回DC施行令に記載されました。</li> </ul>

### <ご参考> 加入者掛金の変更回数の制限規定の主旨

- 掛金額の頻繁な変更や拠出が可能となるときのみ拠出する所謂“あるとき払い”を認めると、一般の貯蓄や投資と同様になり、老齢期における資産の確保を名目に税制優遇された「年金」として位置付けることが難しくなるという点を勧告しての措置

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。